

「愛知県農業水産局及び農林基盤局工事の現場等における遠隔臨場に関する試行要領」（令和３年６月２１日付け３農総第９５号農林基盤局長通知）新旧対照表

改 正	現 行
第１条～第２条 （略） 第３条 試行方法 試行対象工事は、発注者が指定する場合、特別仕様書または特記仕様書に対象工事である旨を記載するものとする。ただし、契約後の協議により業務の効率化が困難と判断した場合は、請負者は工事打合せ簿を提出し、試行を実施しないことができる。 なお、以下の条件を満足する工事において、請負者が試行を希望する場合は発注者へ協議する。 ①段階確認・材料確認または立会を映像で確認できる工事 ②通信環境が<u>整う</u>現場の工事 第４条～第９条 （略） 附則 この要領は、令和３年７月１日から施行する。 この要領は、令和４年４月１日から施行する。 この要領は、令和５年５月８日から施行する。 この要領は、令和６年４月１日から施行する。 <u>この要領は、令和７年１０月１日から施行する。</u>	第１条～第２条 （略） 第３条 試行方法 試行対象工事は、発注者が指定する場合、特別仕様書または特記仕様書に対象工事である旨を記載するものとする。ただし、契約後の協議により業務の効率化が困難と判断した場合は、請負者は工事打合せ簿を提出し、試行を実施しないことができる。 なお、以下の条件を満足する工事において、請負者が試行を希望する場合は発注者へ協議する。 ①段階確認・材料確認または立会を映像で確認できる工事 ②通信環境が<u>良好である</u>現場の工事 第４条～第９条 （略） 附則 この要領は、令和３年７月１日から施行する。 この要領は、令和４年４月１日から施行する。 この要領は、令和５年５月８日から施行する。 この要領は、令和６年４月１日から施行する。 （新設）